著者には氣の毒だったが、本書のおかげで『湛軒書』を通讀でき、希有な十八世紀人に出會えたことは評者の大きな喜びである。「毀山問答」や「杭傳尺牘」は、讀書中何度膝を打ったことだろう。このような機會を與えて下さった著者に感謝する。なお、本書は東京大學に學位請求論文として提出され、めでたく學位を授與されたことを附記しておく。

一九八八年五月　東京大學出版會
A5判　三一六頁　五八〇〇圓

楊國楨著
明清土地契約文書研究

森田成滿

土地支配の仕組みやその變遷を見ることを通して時代の特徴を窺い得る。傳統中國に於いては重要な法律的行爲をなすとき、契據を立てるのが一般的であった。それ故、契據は土地制度解明の原始資料となる。契據は特に明清代のものが多く殘存しており、契據を材料とする先學の業績も少なくない。本書の著者楊國楨氏は時代を明清代に限って農村社會に於ける土地所有權の仕組みと變遷、即ち土地關係と契約關係の解明を目指している。氏は明清契約文書研究の開拓者である傅衣凌教授の指導をうけながら二十年來、研究生活をされて來ているという。中國國内は言うに及ばず、アメリカや日本に殘存する契據を精力的に探査して研究の材料とされている。

本書の全體的構成は次のようである。

序言
第一章　明清代に於ける土地制度と契約關係の發展
第二章　明清代に於ける地權分化の歴史的考察——永佃權から一田兩主へ
第三章　明清兩時代に於ける山地經營と山契
第四章　山東、安徽省に於ける土地契約の研究
第五章　江蘇、浙江省に於ける土地契約關係の初歩的探究
第六章　福建、臺灣省に於ける土地契約と農業經濟

第七章　廣東、廣西省に於ける土地契約の特徴

次に本書の內容を、筆者なりに章ごとに要約してみる。第一章から第三章は地域を限定しない一般的な論考である。一、二章は農地を對象とし三章は山地を對象としている。

第一章は、まず封建的土地所有權としての明清土地制度の特徴を見ている。明清土地所有權はいわゆる封建的土地所有權の特徴と符合する處としない處があるという。傳統中國社會に於ける私有觀念の出現は早い。しかし、國家や鄉族による制約が存し、その意味で重層的所有權と言うべきものであった。ところが時とともに私人の所有權が大きな地位を占めるようになり、讓渡を認められる土地と國家や鄉族の制約の強い讓渡性の稀薄な土地に分かれて行く。頻繁な流通によって土地の莊園化が妨げられ、やがて官田の民地化、族田の私有化が起って來る。土地取引の結果、地主制の發展した南の地域と自作農の多い北に分かれる。ヨーロッパとは異なり、そこに於ける生產單位は家庭であり、農業と手工業の結合が見られる。また、商品經濟も盛んとなり、商業資本、土地資本、高利貸資本の結合が見られる。しかし、都市と農村の分化（自由都市の誕生）は見られない。明清代には私人の所有權が確立し特に地主制が發展する。資本主義的な雇工經營も生まれる。ところが、やがて佃戶の經濟的地位の上昇に伴なって人身支配の稀薄な永佃權が發現し、抗租も起り地主制の解體のきざしが見えて來る。私的所有權といってもヨーロッパ史に於けるそれのように完全に自由なものではなく、契約の形式的平等の背後に實質的不平等が存在し、契約は身分の解放を意味していない。大ざっぱには以上のように言えるけれども、地域差も大きいし、さらに經濟の盛衰もあるという。

ついで以上のような土地制度を反映する契約關係があるはずであるとして契約關係の發展、變化をみている。まず、處分契約の變化をその典型である賣買をとって檢討している。明代中期以降、賣買は形式上自由になり、活賣、絕賣の分離が明確になる。找價の習慣も存在する。田面の活賣、絕賣も存する。また、典當や抵押を通して高利貸資本が土地所有權を侵蝕していく。典當と活賣との內容は殆んど異ならず兩者の混同が見られるという。ついで土地經營に關係する租佃契約と雇傭契約を論じている。明代後期に永佃契式が現われ、さらに地主の承諾のない佃戶による永佃權の轉讓を通して田面權への轉化が起ってくる。こういう租佃契約の變容は、地主制は沒落しても消滅しはしないことを示している。また、東北、華北地方には佃戶は勞力のみ提供し生產物を按分する雇傭と結合した租佃契約が見られるし、中南部地域には不定量の勞役に從事する莊僕制も存した。雇傭契約は、雇工人として取扱われる長工のためのものと、凡人扱いでありロ頭の契約によることが一般的である短工に關するものに分けられる。それは副業や抵債等のために締結され、單身で當事者となるときも全家でなすときもある。また、自作農兼雇工、佃農兼雇工、莊僕兼雇工等、雇傭といっても社會的性格は多樣であり複雜な形態をとる。工食、工銀、農具、住居を雇主が提供し少なからず人身的支配のある長工から、「共坐共食」、「平等相稱」で主僕の名分もなく自由勞働者的色彩が濃い契據を立てないでなす長工の增加が見られるという。本章では最後に土地契約に附屬する稅契、過割等の官の側の文書と官田の契據を見ている。官田の契據は方式が畫一化しており、官田は事實上私有化して民田と變わらなくなっているという。

第二章では明清土地所有權の內部構造の變化を見ている。そこでは永佃權から一田兩主制の發生が見られ、封建制の衰退がヨーロッパ史に於けるように地權の新しい分配という形ではなくて、地權分化という形をとったとされる。明代中期以降、地主制の發展、盛んな土地賣買等を背景に轉佃はできないけれども地租を缺かない限り永遠に耕作できる永佃權が現われそれが全國化する。そのとき佃戶の經營は自由であって人身的支配は稀薄である。そこにさらに二つの方向から一田兩主が出て來る。一つは佃戶が永佃權の轉讓をなすことに對する地主の默認の一般化によって一田兩主化するものであり、一つは地主の分化によるものである。このように一田兩主の發生の仕方は複雜であり、また永佃權と一田兩主の中間的形態も存したという。こういう地權分化は地主の弱體化を意味し、抗租も激しくなるので、官は一田兩主を抑えようとするけれども法令では抑え切れない。さらに、一田三主（二地主制）の發生も見られる。佃農轉讓による二地主は新開地に多く、耕地化された處では田皮を地主、商人等が買うことが一般的であったという。

第三章は明清兩時代の山地經營と山契の檢討を通して、山地の開發經營が封建經濟に重大な作用をもたらしたこと、言い換えれば自然經濟と商品經濟とがどのようにからみあったかを安徽省祁門縣と福建省南平縣小瀛洲の二地域をとって見ている。手工業の原料を提供し人口を吸收すること等のために山地開發は重要度を增して來るけれども、一般的に官や鄉族が介入すると山地經濟は衰えその經濟には盛衰がある。祁門縣では葬喪目的の山地購入の外、木材や作物を作るために山地を購入することもあった。その經營方法には自種の外、莊僕を使って養林させることがあった。そして莊僕には木の横に作物を作る權利が認められ、費用の代價として生產物の半分位を取る力坌と呼ばれる權利が認められていったという。それは田に永佃權が成立する過程と類似し、やがて莊僕制に見られる人身支配が緩み、租佃制への移行を示す。また棚民に租して墾種させることもある。そのとき商品經濟にとり込まれ貨幣權力が封建勢力の力を奪うこともあったけれども、しかしそれにも限界があり棚民經濟にも盛衰があるという特徵がある。

閉鎖的な經濟の下にあった小瀛洲に、乾隆以降の商品經濟の發展に對應して、地主や富裕な自作農からなる銀主と呼稱される山地經營のために山を買う人間が現われて閉鎖經濟が分解し始める。そこでは花や木を賣るための租佃經營が行なわれ、二地主化の方向も見える。しかし、道光以後山場の轉賣に見られるように、商品經濟、山場經濟の衰退を示す情況も窺えるという。

第四章から第七章は地域を特定した論考である。

第四章は貴族大地主制の典型である明清山東省孔府の莊田の契約關係と、莊僕制が盛んである明清安徽省徽州府の土地關係を見ている。孔府の莊田については祭學田と自置地の賣買のあり樣の檢討を通して身分支配の稀薄な私人地主への移行が明らかにされ、また、祭田の佃戶による轉佃の實態を見ることによって祭田が民田化していくことを述べている。祭學田は元來稅の賦課されることのない賣買を許されない土地であり、官よりの賜撥、無主地の開墾、詭寄の外、賣買の形をとって取得される。孔府の土地購入の契式は一般の賣買と相似するけれども、貴族地主の影響をうけて十分には對等に行なわれていないという。そして、このような祭學田や自置地が賣却されることを通して貴族地主が私人地主化していく傾向にあっ

た。また、身分的束縛の存した莊田の佃戸の地位に變化が生じて來ており、永佃權に近いものや田面權も發生して來ているという。祭學田の佃戸の交代に賣約が用いられることもあり、それは民田の賣約と混同され易く、そして、そういう契約關係の混亂は田面の成長に有利に働らいた。孔府の承諾を得た佃戸による祭田の轉賣が、やがて承諾を不要とするようになって一田兩主化し、さらには事實上田底權を奪ってしまう事態も生じたという。祭田が民田化するのである。

從來、莊僕制の存在が強調されて來た徽州府の土地關係については、まず、盛んな土地賣買によって族產の崩壞が進んだ結果、私人の土地が增え、そこには莊僕制とは異なる一般租佃制が發生していることが明らかにされる。さらにそれが人身的拘束の稀薄な永佃權に變容して、やがて一田兩主化していくという。ついで、宗族の發展と結びついた莊僕制租佃關係にも變化が生じ、莊僕の人身的束縛が緩んで主僕の名分が存する外は佃戸との區別がなくなっていることを考察している。永佃權から田面權へと地權が分化していくこととそれは同じ方向の動きであり、根本的にはそれは商品經濟の發展、私人地主制の成長の結果であるという。第三に、徽州中小商人が商・耕・學の結合を目指して土地を買い科學に挑む情況を明らかにする。そこには商業資本、高利貸、地主の三位一體が見られるけれども、それが生產資本化することはなかったという。

第五章は清代江蘇省の土地賣買手續きを紹介したあとで、浙江省に於ける地權分化の特徵を記している。江蘇省に於いて地主が成長する手段は、政治權力や暴力ではなくて土地の賣買であった。契約の際、買手を捜す經賬という文書を作る地方もあり、草契を作り定金（手附金）をかわすという。さらに附屬文書として正價帖（代金領收證）、使費帖（手續費用領收證）を立てる。また、賣買には活賣と絕賣があった。さらにたしまえを取る習慣が存し、一般的には三度までそれを認めていたという。

浙江省は經濟的に富裕な地域であり、土地取引が廣く行なわれている。そこでは少なからぬ官田が民田化していく傾向が見られ、また、地域によりあり方に差異があるけれども永佃權や一田兩主、一田三主が存在する。田底の賣買に民田賣買の契式が使われ、田面の賣買に推契が使われることもあった。また、開墾した客民に永佃權を與えた客田も一田兩主へと變化していき田面を推佃札によって賣却することも見られる。そして、佃僕制と一般租佃制が併存している處に地權分化の影響が及び、租佃制が複雜に多樣化していっているという。

第六章は、明清福建省北部民間の土地賣買と地權分割の狀況を見たあとで、臺灣の大小租關係を檢討し、大陸の契約關係との比較を行っている。福建省北部は古くから開發された地域である。中小地主が多く、永佃權が少なからず存在し、それが佃戸間で私相授受されることもあり、一田兩主も成立している。田皮の自由な賣買が行なわれ、それを事實上二地主である賠主に讓渡することも多い。賠主は城居のことが多く經營に餘り關心を示さない結果、佃戸の地位が上昇する。賠主の出現は佃農經濟の發展を妨げる點で封建制の衰えを示すけれども、地主階級の再生によって體制は搖がずに繼續していく。地主、農民經濟の中に貨幣權力が浸透し、土地の商品化が進んで自然經濟に變化が起る。貨幣の力の增大に對應して買主が銀主と呼稱される。それは封建關係の衰えを示し經營地主化する可能

性も存在したはずであったけれども、現實には工商業兼地主（商人地主）の始まり、小作させるために土地を買う舊來の富農（封建富農）の始まり、自分は勞働しない二地主の始まりでしかなく封建地主制は崩れなかった。銀主の出現は商業資本と土地資本と高利貸資本の結合を示し農民の貧困をもたらしたに過ぎないという。

臺灣は清代に入り徐々に開墾が進むと共に生產力が上昇し重要な農業地域となっていく。清代臺灣の大租、小租關係は大租權を持つ人に着眼して漢大租、番大租、官大租に分けられる。漢大租は番社以外の土地を招墾させそれが一田兩主化したものであり、番大租は元來私賣、典賣が禁止されている番社の土地を金や勞働力の缺乏の故に小作に出しそれが田面化したものである。官大租は官田が一田兩主化したものである。大租には分租と定額租があり後者は熟田でよく行なわれ錢租への移行が見られたという。こういう大小租關係は商品經濟の發展、土地賣買の盛行を背景に明代中期以後に出現するものであり、永佃權と關係して佃戶層が分化することによって出てくるときと田主の分化によるときがあるけれども臺灣では前者が多い。また、大租の典賣によって大租主が土地と遊離したり小租が典賣されて大租主に對する抗租が起ったりする。一方、現耕の佃戶は永佃權を持つことは稀であって經濟的地位は低く抗租の主力となったという。このように永佃權が一田兩主化していった點は臺灣も大陸と同一であり、農民が二地主化を目指し封建社會構造に彈力性が存在する點も大陸と異ならない。そして田主、佃戶のいずれが結局經濟的に有利であるかは一概には言えない。兩者の力が逆轉することもあるし、抗租も常に地主對農民という圖式では捉えられない。

第七章は、發達した農業地域であり、海濱地區としての特徵を持つ珠江三角洲に於ける土地契約の特徵と、清代廣西の少數民族地區へ漢民族の契式が浸透していく情況を記している。珠江三角洲には沙田が多く、明代中期以降土地の增大がみられる。そこでは契約を通して官田が民田化していく。また、典と賣が混同され、活賣契式が多くみられた。沙地の特徵として畝數が現實と異なったりする。奴僕や雇工を使って經營することもあるけれども租佃制が一般的であった。そしてすでに永佃權も存在したし、一田兩主への過渡的形態としてひそかな永佃權の轉讓が存したという。

廣西少數民族地區のうち直接統治地區は封建經濟が發展しており、契約のあり様は他省と異ならない。賣買に活と絕があり找價の慣行が存する。永佃權が存し田面權化も見られる。他方、土司制度が存した區域は經濟的に遲れており農奴、奴隸制の段階にあった。そこに明代中期に改土歸流が始まると共に變化がきざす。私的所有が現われ、土地賣買が盛んになり、漢人の契式の利用が廣まった。その結果、地主經濟が發展しそれだけ國家としての統一が進むことになったという。

以上のような構成、內容を持つ本書の根幹をなしている趣旨を一言でまとめるとすれば次のようになるであろう。時代によって早い遲いがあり、地域による差異も勿論存するけれども、明代中葉以降、商品經濟の發展や土地賣買の盛行を背景に永佃權が出現し、やがてそれが一田兩主化していく。そこに於ける地主の佃戶に對する身分的支配は稀薄であり、佃戶の地位の上昇が地權分化の形をとって成しとげられていく。それは後期封建時代として位置づけられるけれども、ヨーロッパ史の封建制とはその構造に少なからぬ相違があると。

以下、本書に對する筆者の印象を二、三記してみたい。まず第一に探索された契據の量に驚かされるということである。國の內外を問わず契據を精力的に探査しており、それを丹念に整理されている。このことだけでも本書は搖ぐことのない價値を持つと評價できよう。近年、我が國でも土地契據が持つ史料としての利用價値の大きさが改めて見直されている。本書は「中國契約學」に於ける一つの大きな成果といえる。契據に基礎をおいて愼重に手堅い實證がなされており、重量感に滿ち極めて說得力が大きい。個々の事實について見ると、本書に於いて何か新しい事實が掘り起されているとは必ずしも言えない。事實の大部分はすでに知られているものであり、それを契據を材料にして再確認した處に大きな意義があると思われる。しかし、本書で立論の根據とされているのが大部分契據であることが、同時にある種の物足りなさを感じさせることにもつながる。契據は法律行爲をなすときに立てられるものではあるけれども、それが窮極的にどういう效果を持ったかということは契據の文言からは必ずしも明確にはならない。例えば地主と佃戶が現實にどういう關係にあるかというようなことは契據の文言以外の材料をみることによってこそ、一層はっきりして來るものであろう。材料を契據に限定しないで、例えばこれも近年我が國で注目されているいわゆる判語なども使って見ていくことも不可缺なのではなかろうか。契據を主なより處とした分析の結果であろうか、何とはなく敍述が平面的な印象を受ける。いわば無い物ねだりであり書評の域を越えるけれども、まず素直な印象として記しておきたい。

第二に地域を限った研究が行なわれており、それだけ事實がきめ細かく示されていることが注目される。おそらくこれからの中國土地法、土地制度の研究は、今迄にも增してこのように地域を限って行なわれていくのであろうと思われる。中國社會全體についての論及はそのような地域別の研究の積み重ねを背景にしてなされることになろう。個々の事實の發見とそれらの總合とをくり返し行なっていくことの中から、より一層正確な明淸土地制度の全體像が浮んでくるのであろう。

第三は所有權の捉え方に關係する。そもそも所有權は當時の人々の意識に沿って捉える方法と、分析する側の關心に沿って考える行き方があろう。さらに分析する側の關心によるときは勿論、人々の意識に沿って捉えるときも捉え方は一樣ではないと思われる。例えば本書は傳統中國の所有權のあり方を指して私的所有權と國家的鄕族的所有が結合した重層的所有權であるという說明をしている。しかし、それはある特定の觀點から見たときにのみ妥當する說明であろう。本書に於いて使用する所有權についての定義を最初に行なってあった方が讀者には判り易いように思われる。

第四は事實の立證に關する印象である。先述したように全體としては事實は注意深く實證されており、筆者もそこには殆んど疑問を感じない。ただ、一つ本書は契約の形式的平等の背後に社會經濟關係の不平等が存在し、また暴力による掠奪併沒があったとする。しかし、契約の存在が身分の解放を意味しないという一般的解說に對應する立證をなしている處が筆者の眼には必ずしも見當らない。この問題は時代の特徵を窺うために重要であり、我が國の學界でも古くから論爭のある處であるので興味がひかれる。例えば暴力的掠奪といってもそれが制度上容認されていたのか、または違法ではあるけれども實際上少なからず行なわれたかによってその評價は大

きく異なって來る。また、契約の背後に社會經濟關係の實質的不平等が存在するとはいっても、それは現代の我々の社會でも少なからず存在することであって、必ずしも時代の特徴を示しはすまい。さらに、永佃權から一田兩主へと地權の分化傾向が起り、そこには身分的支配が稀薄であるとする論述が見られるけれども、この説明と契約の背後に實質的不平等が存在するという論述とがどのように關係して理解されるのか必ずしもはっきりしない。そして、これらのことと關連することであろうけれども、著者は明代中期以降を封建制後期として位置づけられる。地權分化の進化と共に身分的な支配を伴なわない形で經濟的收奪が行なわれるようになった點を捉えて封建制の變容を見るのであろう。しかし、そうなると封建制を一體どういう概念として理解しており、その理解ではたして時代の特徴を窺うことが出來るのかという疑問が湧く。特に、地主が經濟的に有利な地位にあり、農民や佃戸が經濟的に不利な地位にあったと常には言えないという事實に接するとき、何か時代を捉える新しい視點が必要なようにも思われる。

一九八八年二月　北京　人民出版社

A5判　三九八頁　三・五〇元